

日本における幼学書の享受の視点から見た『蒙求』

— 故事の受容基準をめぐる考察 —

相田 満

1. はじめに

盛唐の李瀚^{りかん}が編纂した人物故事集『蒙求』は、『易経』の「蒙」の卦「童蒙我に求む（童蒙求我）」から名を採られた初学用啓蒙書である。古典の中から類似する有名な人物名2字と、その言行を象徴とする事跡2字とで四言一句の「標題」とし、類似する2句の「標題」を対として、八句換韻による四言の頌文に連ねたものに注を付けたもので、四庫分類では子部類書類にありながら、標題の韻文は『全庫詩』にも加えられるという性質を持つ典籍である。何となれば、注は多くの典籍を渉獵して付されており、口調の良い四言の韻文と相俟って、覚えやすく、興味

深い話材によって長い間人口に膾炙し続けられてきたからである。

その注本は、大別して原撰の様相を伝えると思しき最古注本、その引用書を新たに見直して付注した徐子光注補注本（新注）、さらには古注に準じながらもやや注の刷新が認められたり、補注との交流の跡が残される準古注本がある。

このように、複雑な享受の様相を呈する『蒙求』だが、日本における注の受容の実態を概観すると、渡来時期と思しき平安時代以降、平安・鎌倉期是最古注系との交流が、室町時代には準古注系と徐子光注との交流が、江戸時代以降は徐子光補注系が圧倒的優勢に流布していたといえる。

平安・鎌倉期に最も流布したと思しき最古注本には、撰者季瀚の自注の面影が多く残されてはいると言い条、その故事に注記される注と、その出典に明記される典籍には、既に佚書となってしまうものや、現存本と同名の書を典拠とするものであっても、表現においては原存本とは異なる条文が少なくない。

「勸学院の雀は蒙求を囀る」の諺が生まれるほどの盛行ぶりを呈した『蒙求』は、説話や諸注釈の言説引用にも多く取り込まれており、その浸透ぶりは、まさに共通教養の根底を担っていたと言っても過言ではなかったろう。

しかし、こうした当時の教養のありようを、コミュニケーションを成り立たせる社会教養の基盤という視点に立って考えてみると、『蒙求』最古注が通用していた平安・鎌倉期には、ある人物の故事について複数の常識が通用していたことになる。端的に言えば、「正式な」教育を受けた人士は、初学段階で覚えた俗伝的人物故事の理解を一旦捨て去り、後に正式な典籍で学んだ教養によって、改めてその常識を上書してきたことになるのである。

律令制度がまだ健在であった六国史時代の平安の一時期に、『蒙求』が読書始の書として採択されたことがあり

はしたものの、それが長続きはしなかったことの一因には、こうした事情が与っていたと想像されよう。

人物故事の異伝が多重に発生し、その複層的な言説や常識を当然のように享受していた人々による教養の基盤で社会が成り立っていたことを念頭に置くと、当時のコミュニケーションは、『蒙求』の最古注・古注に数多く取り込まれていたような、稗史・俗説の人物故事の差異について、さして目くじらを立てることなく、「知っている」程度の理解で、おおらかに受け入れていたと思われる。

その一方で、逆に日本では受け入れられなかった故事もある。たとえば、日本と中国とで官職制度が異なるために、「御史」の由来を説く「朱博鳥集」の故事については、日本では注釈が付されず、その受容の痕跡に乏しいのである。

日本において、『蒙求』は数多くの学者によっても、読まれ、研究されてはきた。しかし、その訓説、本文校訂などの研究の成果の継承性は、必ずしも十分に成されてきたとは言いがたいのである。それでも『蒙求』は、近代に至るまで、援用・孫引きなどによって、言説・教養を継承する中間媒体として大きな役割を果たし、膨大な享受の痕跡を留めてきた複雑な正確を持つ典籍ということができよう。本稿では、そうした例を元に、本来ならばその凡てが享受されて然るべき初学・啓蒙の幼学書が、選別された享受の様相を示していたことを考えてみたい。

2. 日本における『蒙求』の渡来時期

李良の上表による「薦蒙求表」によれば、

瀚家兒童三數歳者、皆、善、諷誦。談古、策事、無減鴻儒。不素諳知、謂疑神遇。

(瀚が家の児の童しが三數歳なる者、皆善く諷誦す。古を談じ事を策る事は、鴻儒に減ること無し。素より諳に知らざれば、謂ひて神遇かと疑ふ。)[書下しに際しては、故宮博物院蔵の最古注本のヲコト点と付訓に従つた訓法を生かした釈文とした。以下同。]

と、撰者李瀚の家では三數歳の兒童さえも『蒙求』のおかげで日頃故事をそらんじたという。往事を語り來事を計るのに、全く大儒者に劣ることはなく、日頃から故事を暗誦していない者は、その博学ぶりに驚き、神に遇うた天才かと疑う程であったという。

その高評によつて、李良は国子司業の陸善経に表の執筆を依頼し、天寶5載(746)「原本は5年と表記、日本の天平18年」8月1日「746年8月21日」の紀年によつて、玄宗へ献上されることが企図されたが、残念ながら果たされなかったという。

しかし、同じ唐代には『蒙求』の意匠に倣った『唐蒙求』(白廷翰)・『統蒙求』(王範)・『系蒙求』(李仇)などの異種『蒙求』が現れるなど、大いに盛行したことがうかがわれ、以後、幼学書の代名詞的ともいえる存在となった。そして日本では、平安時代に渡来してより以来、近代まで流布して日本の学芸における根底的な影響力を及ぼし続けてきたのである。

『蒙求』の名は寛平3年(891)頃成立の『日本国見在書目録』には見えないものの、『日本三代実録』の元慶3年8月25日(879年9月14日)に陽成天皇弟貞保親王(清和皇子・当時9歳)に披香舎にて行われた読書始に『蒙求』が講ぜられた事が初めて見える。渡来の時期は、そこからさほど遡らない時期を想定するのが無難な所だろう。その時の詩は『扶桑集』巻9に、序は『本朝文粹』巻9に収められる。読書始の儀で『蒙求』が受講された確実な記録は本条だけではあるが『蒙求』の高評が朝廷にまで及んでいたことが知れる。

ほかに康保3年8月20日(966年9月7日)『日本紀略』4・村上に守平親王(円融天皇)が、建武4年(1337)に光厳天皇皇弟尊道王6歳にて『蒙求』が読まれた記事(青蓮院門跡皇族御伝・華頂要略9・門主伝18)もあるが、遣唐使の往還が途絶えるまでの教学体制下の時期までで確実に『蒙求』が読まれた例は『三代実録』の一例にとどまる。

『蒙求』の高評が朝廷にまで及んでいたことは、『三代実録』の記録によつてうかがい知れるが、その後の読書始に供されることが少ないのは何故だろうか。考えられる理由としては、『蒙求』には駢儷文に不可欠な故事がふんだんに盛り込まれてはいるものの、その内容には中国の南北六朝期の道家的、隱逸思想的な内容に富んでおり、悪く言えば知識偏重で、『孝経』のような徳育面での教育性が初学者には期待できないと判断されたためと考えられる。元代に入って亡国の宋代の反省に鑑みて、教訓色のより強い胡炳文の『純正蒙求』が生み出されたことなどを考え併せると、『蒙求』は、いわば試的に読まれたものの、その後に着しなかったのではないかと思われる。初めのうちは、もの珍しさも与つて導入されはしたものの、内容的に深みがないために着しなかったのではなかないとも疑われるからである。

3. 阿衡の紛議と橘広相

こうした思いを強くするのは、読書始の儀に『蒙求』が読まれた際の侍読が橘広相であったからである。今、広相が侍読に関わった前後の時代を中心に、仁明皇太子恒貞親王（後廢太子）から宇多天皇までの宮廷読書始の儀の記録を簡単に表に示してみよう。

【表】宮廷読書始使用教科書の変遷

代 追号・名	身位	年	年月日 (ユリウエス暦)	教科書	教授者		場所	典拠・備考
恒貞	皇太子	9	天長10・4・23 (833-5-16)	孝経			東宮	続日本後紀1・仁明
清和	天皇	11	貞觀22・2・10 (860-3-6)	孝経	(博士・大学博士) 大春日雄繼 (都講・大学頭) 豊原安人			三代実録4・清和
貞明(關成)	皇太子	8	貞觀17・4・23 (875-5-31)	千字文	(侍読・右少弁兼東宮学士) 橘広相			三代実録27・清和
關成	天皇	12	元慶3・4・26 (879-5-20)	御注孝経	(侍読・大学博士兼越中守) 菅浦永貞 (都講・民部少輔) 藤原佐世			三代実録35・關成
貞保	親王(皇弟)	9	元慶2・8・25 (878-9-25)	蒙求	(侍読・大学博士兼美濃権守) 橘広相 (都講・式部大輔兼美濃権守) 菅原高尚		飛香舎	三代実録34・關成、扶桑集9
光孝	天皇	55	元慶8・4・4 (894-5-2)	文選	(侍読・右大弁兼勘解由長官) 橘広相 (都講・勘解由次官兼伊勢権介) 惟良高尚			三代実録45・光孝。(元慶8・2・4受禪5歳)
宇多	天皇	22	仁和4・10・9 (888-11-16)	周易	(侍読・大学博士) 菅浦愛成 (尚履) 仲野富雄		東宮	日本紀略前編20・宇多。大鏡裏書・宇多天皇御事。皇居年表2。帝王系図・田氏家集下。康富記(文安元・10-24)、江談抄6・長句事。新様式4・御読書事。
齊世	親王(皇子)	11	寛平8・2・13 (896-3-30)	文選	(侍読・文部博士) 紀長谷雄		大学寮	日本紀略前編20・宇多。西宮記11・親王入学。菅家文章6・詩。

舍利仏の別号と同名になるのを避けて博覧から名を改めた橘広相は（貞観10年10月11日「868年10月30日」『三代実録』）、橘氏長者として陽成・光孝・宇多三代に仕え、読書始の侍読を勤めた。『蒙求』に先だつ貞観17年4月23日（875年6月4日「同」）の読書始では皇太子貞明（陽成天皇・当時）に「千字文」の講書を行い、老年になつてからの即位となつた光孝天皇への読書始の儀での『文選』侍読（元慶8年4月4日「884年5月2日」・55歳『三代実録』）は別として、いずれも知識が集約され、大人への促成を促すために編纂された幼学書が使用されたことが特徴的である。

通常、読書始には『孝経』や、唐の玄宗によつて撰述された注釈書『御注孝経』が読まれることか多かつたが、宮廷にて天皇・皇親へ読書始として『千字文』『蒙求』が供された例は、いずれも橘広相が初例である。

橘広相には、ほかに『朝官当唐官略抄』のように、唐官と日本の官職を解り易く覚えやすいように口調の良い韻文に仕立てたものや、擬作ではあるが朝廷にあつて機密の事務をつかさどつた高級官僚の蔵人（侍中）に関する種々な事例を集めて記した有職故実書『侍中群要』を作つたと伝えられている。このような言説が生まれていること自体、広相の素養と性行をよく表しているといえるだろう。また、『江談抄』巻5（63）「群書類聚本」には、

また云はく、「広相、献策の時に七日の内に一切経を見る。およそ書籍は皆横さまに見る。かくのごとしといへども、拔萃の性、なほ忘却の事に備ふること有り。故何となれば、先年、唐年号寄韻の書を見るに、これ広相の抄みづるところなりと云々。件の書は年号の難等を注し付したり注二。（「広相献策之時、七日之中見一切経。

凡書籍皆横見之。雖如此、拔萃之性尚有備忘却之事。故何者、先年見唐年号寄韻之書、是広相之所抄也」云々。件書注付年号難等。」

と、橘広相は、たった七日の内に大藏経を通覧したことが伝えられている。その学問の習いとして、書物をざっと見て、必要な情報を摘記しては「横さまに見て」、忘却に備えたというのである。こうした大量の情報を処理する能力に長けていた所に、彼の学問の優れた点が有ったと評価できるだろう。また、中国の年号を韻分類で検尋し、わかりやすくまとめたものと思しき『唐年号寄韻』の書なるものを編纂したように、大量の情報を簡便で利用しやすい書物にまとめ、伝えることが出来たともいう。この書と『朝官当唐官略抄』とは同趣の意匠があつたのではないかという感じもするが、いずれにしても、この逸話からは、広相が情報処理にたけて、伝達することに有能な官僚であつた印象が伝わってくる。紀伝道の勃興に一役を買つた能吏の側面がこの話からもうかがえるのである。

ところが、後にその前途は暗転する。橘広相は阿衡の紛議と呼ばれる政争に巻き込まれたのである。阿衡の紛議の記録・文書は『政治要略』30「阿衡事」にまとめて引かれる資料が基本資料となっているが、この事件は、仁和3年間11月27日（888年1月14日）の宇多天皇即位の直後、時の摂政太政大臣藤原基経に対して、

「それ万機巨細、百官已に惣べよ。皆、太政大臣にあつかまり白し然る後に奏し下すこと、一に旧事の如くす。主者施行せよ。（其万機巨細。百官惣已。皆関白於太政大臣。然後奏下。一如旧事。主者施行。）」

と「関白」の初例となる詔を下したことから始まる。当時の重職の就任には、三顧・三譲が当時の慣例であつたので、基経は早速辞表を奉る（第一表）。翌27日には、同趣の勅答を得たが、その句中に、

宜しく阿衡の任を以て卿が任となすべし（宜以阿衡之任為卿之任）

と職掌のない「阿衡」の職に任ずるの句があつたことが事の発端であつた。

「阿衡」は般の大臣伊尹が任じられた官名で、しかも広相が先に侍読を努めた「千字文」1333・1334句目の「礎

溪伊尹 佐時阿衡」(礪溪「釣地にちなんで太公望呂尚のこと」と伊尹、時を佐けて阿衡たり(注三))にもあり、広相には馴染みの言葉であった。

繰り返しになるが、広相自身、『一切経』を7日で通覧し、要用の情報を抜粋して縦横無尽に活用する才覚に恵まれており、その性向が読書始に『千字文』や『蒙求』のような情報集約型の典籍を選ばせたのかもしれない。『千字文』の講書が行われた貞観17年には藤原基経は従二位右大臣(公卿補任)で、『三代実録』に名は現れないが、皇太子貞明の読書始に臨席していた公算は極めて高い。しかも、元慶8年2月23日の光孝天皇即位に際して、基経太政大臣留任の詔に於いても、すでに「阿衡」の語が既に使用されており(注三)、その折の任官は無事に済んでいたから、この疑義の不自然さはよけいに際立つものであったといつてよからう。

仁和3年の宇多天皇即位後の紛議の出来事は、当時参議左大弁兼文章博士で文人派官人の巨頭であり、その女は天皇との間に二皇子をもうけ、次代の外戚ともなりかねない情勢であった広相と、文華を好んだ宇多天皇との信任と紐帯に対して、天皇の外戚でもなかった基経の内心を慮つての、学問上の派閥を異にする人々に扇動された水掛け論にも似た空虚な論議で、学問論争のベールをかぶった政治抗争であった。

なお、この変があった時期は、仁和3年7月30日(887年8月22日)夕刻に発生した、後に仁和大地震と呼ばれた震災から半年も経たない頃で、光孝天皇が崩御し、宇多天皇が即位することになった遠因が、この災害にあったことについては、本誌171号(2009年1月)「地震と六国史」にて既に述べた通りである。

また、紀長谷雄・三善清行・藤原佐理らの連名による勅文には、阿衡は殷の伊尹の代名詞的存在ではなく、周代以降は職掌を持たない(無典職)もので、何を抛り所として職を任ずるのかと問い、作文は文義の首尾を十分に解

して組み立てるべき所を、聞き慣れない「阿衡」の二字を使用することで、一編の趣を台無しにしたと難じている（会釈首尾、乃成其義、未聞以二字）。

いずれにしても、『論語』と並んで日本で最初に渡来した漢籍でもあった^{（注四）}『千字文』にも採られるほど著名な言葉「阿衡」が、すなわち広相にとつては皆に周知の言葉であるという通念が、政治の常識では通用せず、紛議の種となったのである。『政事要略』に残される記録の中にも『千字文』の名は現れない。非文人派とでもいうべき経側の意図が働いていたとしても、漢籍故事の解釈に厳密さを要求される場では、『千字文』は表舞台に現れることのない典籍となっていたのである。

断章取義とまで言われた、類書・抄冊の典籍から抜き出された秀句・要語が作文・学問の場で多用されることは一般的になっていたとは想像されるが、そこに引かれる典籍はまだしも、その典拠の基となった典籍までもが十分に市民権を得たとは言えなかつたようである。阿衡の紛議は、そうしたありようを示す一齣でもあった。

4. 大江匡衡の場合

日本において中国の人物故事を受け入れてきた長い歴史を考えてみると、それについての教養・常識は必ずしも一様でなかつたことは、そこにしばしば現れる諸事象からも気づかされることである。『万葉集』の時代においても、『瑠玉集』や『類林』をはじめとする正史と異なる伝承を記した典籍を受け入れてきた可能性は夙に指摘されている。それらと同様に異伝的故事を多く含み、しかも平安時代中期以降に大きな影響力を保持していた『蒙求』の最古注

故事を例にとってみても、「正統な」教育を受けた人士が初学段階で覚える故事には、正史の伝える内容とは異なる俗伝的人物故事が少なくないことがわかる。そして、そうした教養を身につけた人達が、後に大学において正統な典籍による教育を受けた際には、そこで学んだ教養によって上書きされることになるのである。しかし、そうした知識で上書きされた常識を刷り込まれた人士は、いつの時代でも一部の者でしかない。

「正統な学問」というと語弊があるかも知れないが、そうした学問体系で伝えられた言説と併行して、同時に俗伝的な故事も伝わっていたのである。そうした言説は常に日常的に滞留してもいたに違いなく、普段はあまり頓着されることはなかったのではと思われる。一例を挙げてみよう。すでに旧稿^(注五)でふれたこともあるが、論旨の展開上、改めてふれておく。

たとえば、『枕草子』「故殿の御服のころ」の段で扱われる「買妻恥醜」故事を採り上げてみよう。これは、清少納言が源宣方の手紙に、「その期は過ぎ給にたらん。朱買臣が妻を教へけん年にはしも」と答えた機知に対して、帝が「いかでさる事はしりしぞ。三十九なりける年こそ、さはいましめけれ。」と感心されたという自讃譚が見える。この段は、前田家本や、同じく類纂本の堺本系統には見えず、三卷本系諸本では「三十九なりけるとしこそ」とあり、「三十九」の所が能因系諸本では全て「四十九」になっている。

前漢の朱買臣の故事は、苦学の貧乏に堪えかね離別した妻が、後に出世した旧夫に再会し、惨めな自分を恥じて自殺した話である。『漢書』巻64列伝69では、「四十余歳」の時に「五十歳」の出世を約したと記すが、これと異なる年齢表記の言説が和漢の俗書に現れることから、その典拠が問題となったことがあった。

すなわち、朱買臣の離婚の年齢と出世を果たした年齢の伝承には異説があり、一条朝で想定される漢籍の享受状

況に照らして簡単にまとめれば、次のようになる。なお、こうした言説は古態的異伝が継承されて現れたものとも考えられるため、敦煌や後代の書に現れるものについては、参考情報として「」で括弧して示した。

○「40↕39」型……最古注系『蒙求』〔『蒙求和歌』〕、『和漢朗詠註抄』秋・落葉（樵蘇往返杖穿朱買臣衣）注、
 『語対』32「棄夫」類「買臣妻」（敦煌本P2524原卷・P二五八八甲卷A記載）〔P4052 類書好学
 条雑抄〕など

○「50↕49」型……『白孔六帖』離3・『重刊増広分門類林雑説』二勸学門（注六）

一方、大江匡衡『江吏部集』下「四月一日、見三月尽日春被鶯花送之題。不堪感歎作詩加之。」の「四五十年事風月。今春才尽不奔營。残春好被鶯花送。首夏自慙鶴髮生。衣錦鳴珂非我事。登山臨水任君情。旁聞餞別迷岐路。時輩莫譏倦送迎。」という詩は、長保二年（1000）、大江匡衡49歳の除目に漏れた憤りを記した「返納藤重相行成卿政要状」（『本朝文粹』7）に呼応する。「四五十年」「錦衣」等の表現は、匡衡が49歳なればこそ、五十歳に富貴の身となった朱買臣のことを念頭に置いた表現と考えられる。これは『漢書』的理解に立った表現であるといえる。

朱買臣の故事は、離婚を言い出した妻と、それを引き留めようとする朱買臣の離婚時の年齢が問題となっており、ドラマチックさから言えば、来年こそ出世を果たすからと言って離婚を引き留めた方が話は盛り上がることから、異説が生まれたのであろう。また、夫の引き留めを振り切つて家を去つた旧妻が、後年になって言の如く出世を果たした朱買臣に再会した際の妻のふるまいにも異説がある。旧妻が道を掃除する役務を事としている姿を恥じることにについては異説はないが、平安末の成立と考えられる『和漢朗詠註抄』のように、「妻慙愧自頸斬而死」と自らを恥じて、いかも自分の首を斬つて死ぬという烈婦ぶりを示した話もある。

このように、朱買臣の離婚から再会後の展開までには、さまざまな異説が併存していたと考えられるわけである。当時にあつては、妻から離縁された朱買臣が後に出世を果たしたという故事の常識が共有されていて、当時の人達は、そのことさえ分かっていたらよく、細かな差異は構われなかったといえよう。そうでなければ、コミュニケーション自体が成り立たなかつたからである。

そして、大江家の学統を自認する匡衡とはいえば、朱買臣譚の異説には扱わず、あくまで正史の説に則った詩文を残したと考えられるのである。

5. 避けられる伝承『蒙求』『朱博烏集』

一方で、『蒙求』に採られながら、あえてその説が後代に伝えられなかつたものもある。たとえば、「朱博烏集」の官職由来譚としての故事である（註七）。

漢の哀帝時代に御史大夫職を復活させた朱博（字は子元）の話は、御史府中の柏樹はくじゆに巢居した数千の「朝夕鳥」に因んで、御史府を烏台と呼ぶようになった官職由来譚の文脈で、『漢書』卷82列伝53をはじめ、多くの典籍に引かれている。

この故事は、『蒙求』では「35朱博烏集 36蕭芝雉随」の対標題が立てられており、その記事では、鳥が集まる、雉が歩いて行くといった動物感應譚であるかのような印象を受ける。

『白氏六帖』や『白孔六帖』では「御史大夫」部に「烏集」で、「烏」部では「集府」で朱博の故事を引くが、李

匡父(唐末900頃の人)『資暇集』は、御史台に栢や烏がいたのは、朱博より以前のことであるのに、世人はこの栢や烏が朱博に由来するかのよう^(注心)に思い込んでゐる。これは『蒙求』に由来することであつて、『白氏六帖』の注もあたらないと記してゐる。

なお、参考までに紹介すると、『蒙求』最古注本の故宮博物院藏平安期古鈔本の欄外には「漢書烏字作鳥」との書込がある。この書き込みの記載は、平安時代の『漢書』の記載が、現在の記述と異なつていたことを示唆するもので、その由来は南北朝時代末期の儒者の顔之推(531〜602頃)『顔氏家訓』巻第4・文章9に、

漢書、「御史府中列栢樹、常有野鳥數千、棲宿其上、晨去暮來、號朝夕鳥。」而文士往往誤作烏鶯用之。(この書き込みは宮内庁書陵部藏の転写本には見えない)

とあるのに拠る。『漢書』朱博伝には、「御史府(管紀觀察院)中の列栢樹(立ち並べる栢の木〔ひのき〕)、常に野鳥數千ありて、その上に棲み宿り、朝に去つて夕べに来たる。朝夕鳥と呼ぶ」と書かれており、当時の文章作家達は時々鳥の字を誤つて、烏鶯(からすとび)の鳥の字で引くことを非難したものである。これはおそらく『漢書』朱博伝の表記を「鳥」とあるべきとしてゐる説に従つて、孫の顔師古(581〜645)が、顔家の学問を踏襲して「鳥」を本文として『漢書』を注したことが、この書き込みになつたのであらう。

参考までに、故宮本のヲコト点と訓点に従つた釈文と翻刻を次に示しておく。

《標題》朱^ス博^ク〔^ウ鳥^ヲ〕[〔]集^シ〕

《翻刻》

①漢書朱博字子[〔]五[〕]元。為御史大夫。府・中[〔]

- ② 列栢樹。常有野・鳥、数千、栖其上朝〔去暮〕
 ③ 集。因。名烏台。号為朝・夕・鳥。〕

《釈文》

- ① 漢書にいふ 朱博字は子元。御史大夫タリ〔為〕。府中ヲ
 ② 栢樹ヲ列^{ツラレリ}ねタリ。常ニ野鳥有ること、数千、其上ニ栖む 朝ニ〔去りて暮ニ〕
 ③ 集ふ。因リテ烏台ト名づ。号^{ナウ}け朝・夕・鳥ト為^ス。

《欄外〔頭書〕》

- ① 漢書烏
 ② 字作烏

《通釈》

『漢書』にいう。朱博は字を子元といい、御史大夫であった。(哀帝の時、)御史府の中には栢樹はくじゅの並木があり、常に数千もの野生の烏が巢を作っていた。烏は朝にはどこかに飛んでいき、夕方には帰ってきて集まっていた。そこから、御史府のことを烏台と呼ぶようになり、烏のことを「朝夕烏」と呼ぶようになったという本話の故事の背景には、御史府を統括する長官である御史大夫(後漢以降はもっぱら弾劾の職となる)が廃されていたため、地方官はいきなり丞相となつて国政にあたっていたことがある。朱博はその弊害を説いて、御史大夫を復活させ、自らその任に就いたという。

先にも述べたように、この話は標題だけを見ると、動物感応譚であるかのような印象を受ける。しかし、注をよ

く見れば話材の中心は、御史台の別称「烏台」をめぐる官職由来譚であることは明らかである。現行の『漢書』には、「又其府中列柏樹、常有野烏数千棲其上、晨去暮来、号曰「朝夕烏」、烏去来者数月、長老異之。後二歲餘、朱博為大司空、…（後略）…（中華書局版）」とあり、宋代に『蒙求』の注を新たに付け改めて新注と称された徐子光本は、『漢書』を節略した注を付すが、同じく話題の中心は、朱博が御史台を復活させたことにあることは変わらない。

御史は奏以後には官僚を監察する任務をもつようになり、長官は御史大夫と呼ばれ、前漢では御史大夫の下に御史府が置かれたが、後漢になると御史大夫の下にあった御史中丞を長官とする御史台の成立をみた。朱博は、一時期中断していたその職掌を復活させたことに功績があったのである。

また、監察という、監督査察などを担当し、権力的公務などに強制力を行使する職務の性質上、内部の監察を要する職務であるため、「霜台」「憲台」などと呼ばれた。そして、御史大夫と朱博の関係は、「烏集」の故事を媒介として、また李匡乂『資暇集』の指摘にもあるように、「蒙求」の影響も大きく作用して、盛唐以後は不可分のものに受け止められるようになったのである。

一方、日本では『蒙求』に朱博の故事が扱われるにも関わらず、それが積極的に享受されてきたとは言いがたい。中国の官制記事に朱博の官職譚は多数現れるので、日本でも多くの故事が見つかってよさそうなものだが、日本の律令や『延喜式』などの制度書はおろか、関連の注釈書にさえも朱博烏集の故事は見えない。

管見の限りでは菅原道真の『菅家文章』に朱博のことを扱った詩が2件あるが、それらはいずれも烏集の故事とは無縁のことを引いている。たとえば、

博号霑千里 宣恩出九重（25喜雨詩（以龍為韻。限八十字。每句用漢代良吏名。））

は、龍字を韻として、各句に必ず漢代の良吏を織り込む意匠で、五言16句すべてに各句1字ずつ名が織り込まれている。初・二句に引かれる人名は、『漢書』卷83薛宣^{ウラハ}朱博^{ウラハ}伝などから採られたものだが、「千里を霑^{ウラハ}す」とまで評された声名は、御史大夫・烏集故事のみが特記されたものではない。彼の晩年は弾劾されて獄に下され自殺する羽目となったが、むしろ、機密漏洩の罪で獄に下された友人陳咸の罪をかぶって自分が拷問を受け、陳咸を死罪から免れさせたことで盛名を挙げ、士大夫と親しく付き合い、賓客を好み、面倒を見た気質のことを評したのだろう。

『菅家文章』のもう一つは、

世間風月雖同道 別後朱蕭定絶交（424和副使見誚之作（本韻））

世間の風月は道を同じくすと雖も 別後の朱蕭は定めて交はりを絶たむ

とあるもので、「副使の酬（誚）いらるる作に和す」と題された詩の頷聯に朱博と蕭育とをさす「朱蕭」で引かれる。本韻は、もとの作品の韻字、ここでは郊・茅・交・蛟・笱を、そのまま同じ場所に使用して押韻すること、寛平6年（894）時渤海使節との応酬である。漢の蕭育と朱博は始め親友であったが、後に不和になったことをさすもので、『後漢書』第17王丹伝「丹曰。交道之難、未易言也。世称管鮑、次則王貢。張、陳凶其終、蕭、朱隙其末、（李賢挾注）故知全之者鮮矣。」時人服其言。」の（李賢挾注）に載っており、

張耳、陳餘初為刎頸交、後構隙。耳後為漢將兵、殺陳餘於泚水之上。蕭育字次君、朱博字子元、二人為友、著聞當代、後有隙不終、故時以交為難。並見前書。

とあるように仲のよかった交友が途絶えた著名な例として蕭育と朱博の例を挙げている。もちろん『菅家文章』の詩は、客使と道真はそうならないことを伝えてはいるのだが、遣唐使廃止を建議した道真としては、渤海国への招

待を受ける訳にもいかなかったため、このような例を引いたのである。

このように、ここでの朱博についても、『蒙求』に採られた「烏集」の故事、あるいは御史大夫の由来の故事を扱わない。また、そもそも『蒙求』の故事を摘記して翻訳し、それに付した和歌によって部類別に編集した源光行の『蒙求和歌』にも採られていないのである。すなわち、総じて日本の古典作品では「朱博烏集」の故事は扱われないといってもよいかもしれない。

その最大の理由として考えられるのは、中国では大司空（副丞相）に次ぐ官職として朱博によって復活された御史大夫の職が、後漢以降はもっぱら弾劾の職へと性格を変貌させた事であろう。そして、日本においては、御史大夫の職が天智朝（近江朝）、あるいは藤原仲麻呂（惠美押勝）の一時期にしか制定されていなかったことによるものと考えられる。いずれの場合も、壬申の乱後や仲麻呂の乱後には廃された、ごく一時的な官であった。その結果、日本において弾劾の職は彈正台、さらに後代には檢非違使として扱われるに至ったため、官職注に「朱博烏集」の故事を扱うことが相応しくなくなった、このことが朱博の官職譚が避けられるようになった原因と考えられるのである。

日本の官職名を唐名に宛てることは古くから行われてきてはいるが、それが日本の官職の実態と齟齬を生じる場合、混乱を来さないように、官職に関わる故事は日本では避けられ、伝承されないようになったことは、朱博の御史に限らないと考えられる。その点については、今後にもまた考究を重ねていきたい。

5・あとがき

以上、幼学書の享受と阿衡の紛議とを併せて考えを巡らせてみた。資料の限界もあって、推測の域を出ない要件も混じりはするが、何らかの関連はあるといえるだろう。奈良・平安朝の律令体制は、唐制に拠る所が大きかったが、官職説話の受容の状況から考えを及ぼしてみると、官職の体系が重ならないような配慮もされていたようである。

また、いわゆる幼学書に採られた話と、採られなかった話を例にして、日本における故事受容のことを考えてみると、これまでの大方の研究は、何が採られ、どのように受容されてきたかというを中心に考えられてきたが、官職故事を考えると、なぜ排除されたかという理由も考えなくてはならないだろう問題が浮かび上がった。特に、教養の基礎基盤を形成していたと考えられる幼学書において、享受される故事についての認識に濃淡が存在することは興味深い。

〔付記〕 本稿は和漢比較文学会第7回特別例会（2014年8月28・29日 於・台湾大学）における同名の発表と予稿に改稿を加えたものである。また、本研究はJSPS科研費23200033基盤研究（A）「和漢古典学のオントロジモデルの高次・具現化」（研究代表者・相田）の助成を受けたものです。記して感謝申し上げます。

〔注〕

（注一）大江匡房『江談抄』563「広相献策之時、七日之中見一切終。凡書籍皆横見之。雖如此、拔萃之性尚有備忘却之事。故何者、

先年見唐年号寄韻之書、是広相之所抄也云々」

〔注二〕上野本『千字文』注の当該箇所には、「伊尹相湯。号曰阿衡。故曰」と注する。

〔注三〕『三代実録』巻46元慶八年（八八四）七月八日丙寅の記事「八日丙寅。勅。太政大臣、省表具之。公義為股肱、親是朕之傍頼。伊自疇初、密於漆之投膠、深於魚之憑水。豈啻古今名臣之分而已哉、一日不見如三秋。故望其日日入朝、一事不相詢如蒙霧。故命其事諸累、欲今天知朕之於公、无一日不相見、无一事不相詢也。是復所以為當時之重鎮、為後嗣之元龜者也。必王室之政、無所不知、有司之事無所不統。足以分朕旰食宵衣之憂、慰朕靈懷側席之望。如何、責阿衡、以忍勞力疾、役冢宰以侵暑冒寒乎。公其頤養精神、臥治職務、亦加將撰、無替釐益。国家昇平、所望於公、聽政久視、亦所望於公。公其悉之。」（傍線部…以て朕が旰食宵衣の憂へを分ち、朕が靈懷側席の望を慰むに足れ。如何んで、阿衡を責むるに、勞を忍び疾を力むるを以てし、冢宰を役するに暑を侵し寒を冒すを以てせむや。）

〔注四〕『論語』『千字文』の書名は『古事記』に見える日本初渡来の由緒ある漢籍（『日本書紀』（巻10・応神天皇15年（404年）秋8月条と翌16年春2月条）には王仁の名があるので、具体的な書名は示されていない。）

『古事記』中巻・応神天皇条「又科賜百濟国若有賢人者貢上。故受命以貢上人名和迹吉師即論語十卷千字文一卷并十一卷付是人即貢進（此和尔吉師者文首等祖）」

〔注五〕相田満『枕草子』漢故事考―『蒙求』故事とのかかわりを通して―、『東洋文化』復刊75、無窮会、1995年9月

相田満『幼学・注釈の世界と説話―『蒙求』・『職原抄』の注釈学を例として―』、『説話文学研究』34、1999年11月

〔注六〕一条朝に近い時期の成立と目される西夏本類林は、前半部を佚するため、この記事を収めない。よって後代のものであるが、類林系の典籍の言説を継承するものとして本書を挙げた。

〔注七〕相田満「鳥」と「鳥」―『朱博鳥集』―故事の受容をめぐる言説から―、『日本古典籍における【表記情報学】の基盤構築に關する研究』、国文学研究資料館（科研報告書・代表・今西裕一郎）、2012年3月

(注八)〔栢台烏〕御史台有栢及烏固在。朱博之前也。漢書叙朱博請大司農復置御史大夫云。是時御史府吏舍百餘区井水皆竭。又府中列栢樹。常有野烏數千。棲宿其上。晨去暮來。号朝夕烏。烏去不來者數月。長老異之。蓋史言、御史大夫職休廢也。井竭。烏去後二年。朱博為大司空。慮久御史大夫職業無以典正法度。固請罷所任大司空得為大夫、願尽力為百僚率哀帝從之。正史甚明。今以為。栢自博裁烏自博集職由蒙求朱博烏集。而復白家六帖注引不蓋然也。